

8 審議会への諮問・報告に関する規定について **変更あり**

・改正法第 129 条の規定に基づき、以下の事項についてあらかじめ審議会の意見を聴く（＝諮問する）旨を新条例に定めることが妥当である。なお、以下の事項に該当する場合は必ず諮問を行うよう運用すべきである。

①個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項

※具体的な諮問事項として、以下を想定。

ア 個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）に関する内部審査を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の策定・改定について

イ 自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の妥当性について（運用開始後、定期的に諮問）

なお、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に基づく内部審査の結果については、審議会に報告を行うこととする。

ウ **行政機関等匿名加工情報制度**を開始した場合の匿名加工方法や取扱いについて

②法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項

※具体的な諮問事項として、以下を想定。

ア 条例要配慮個人情報の制定について（項番 5 の考え方）

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について（**行政機関等匿名加工情報制度**の導入の適否を含む。）

ウ その他法施行条例の改正について（個人情報保護法の 3 年ごとの見直しに伴うものなど）

・個人情報保護条例以外の条例に定めている審議会への諮問・報告規定は存置することが妥当である。

・個人情報の取扱いに係る**重大インシデント**の発生について報告規定を設けることが妥当である。

(1) 区の現行制度

現行は、個人情報保護条例第7条、第8条、第9条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第17条の規定に基づき、個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）については、審議会への事前諮問又は報告を行っている。そのほか、個人情報保護条例以外の条例に基づき、次の事項について諮問・報告を行っている。

<個人情報保護条例以外の条例に基づく諮問・報告事項一覧>

①情報公開・個人情報保護審議会条例に定めるもの	
1	【諮問】情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項（第2条第1項第1号）
2	【諮問】区が管理する電子計算組織の管理運用に関する基本方針（第2条第1項第2号）
②住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例に定めるもの	
1	【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容（第5条第1項）
2	【諮問】住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置（第6条第3項）
3	【報告】国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容（第6条第4項）
4	【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況（附則（平成27年10月16日条例第31号）第2項）
③防犯カメラの設置及び利用に関する条例に定めるもの	
1	【諮問】防犯カメラの設置等についての苦情の処理（第8条第3項）

(2) 改正法の規定等

改正法第129条では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることと規定されている。

「ガイドライン9-4」によると、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

ガイドラインに示された考え方のほか、個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「典型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示している。

(3) 主な意見

- ・区が必要と判断した場合のみ審議会に諮問するのでは、審議会諮問の必要性が、区の主観的な判断に委ねられることになり、個人情報保護のための第三者によるチェックが実施すらされないおそれもある。個人情報保護のために第三者によるチェックが重要と考えられる場合は、区が恣意的に判断せずに、必ず審議会に諮問するようにすべきである。そのため、自己点検表の策定や条例要配慮個人情報の制定以外にも、審議会に諮問すべき場合について、予め区として明確にすべきである。
- ・自己点検表に基づく内部審査に当たっては、現場の負担を軽減できるよう、ポイントを押さえた形で実施することが効率の面から望ましい。
- ・自己点検表を審議会が見るという形であれば、個人情報保護委員会が禁止している個別の審議には該当しないと思われる。案件の審議ではなく、点検結果を審査するという立て付けで行っていくのは良いのではないかと思う。
- ・自己点検表に基づいて区が内部審査を行った際の問題点等を審議会に報告し、その部分に着目して審議会が確認を行うという立て付けがよいと思う。
そうすることで、自己点検表の改善点等について審議会が意見を述べる役割を担うことになる。
- ・具体的にどのような内部審査がなされたかを把握することで、自己点検基準の見直しなども実効的に行うことができる。したがって内部審査の結果についての区からの報告が、あまりに簡素であると、充実した審議にならないため、丁寧な報告が必要である。
- ・個人情報の取扱いに係る重大インシデントが発生した際に、審議会に対して何も報告や諮問がないのは不適切ではないか。

(4) 当部会の考え方

これまで行ってきた審議会への典型的な諮問・報告は国の考え方によれば許容されないことになるが、内部審査を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準を審議会に諮問することで、審議会の意見を取り入れながら内部審査を行う体制を確保し、個人情報の適正な取扱いを実施すべきである。

また、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の策定に当たっては、改正法施行前に審議会にその妥当性を諮問することとし、改正法施行以降、審議会の上承を得た自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に基づいて内部審査を実施することが妥当である。

自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の妥当性については、定期的（年1回程度を想定）に審議会に諮問することとし、定期的な外部チェック及び改善の機会を確保することが望ましい。

内部審査の結果については、審議会に報告することとし、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に基づく内部審査の実施状況を審議会が確認する機会を確保することが妥当である。

なお、現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、今回の法改正の対象とはならないと判断できるため、このまま存置することが妥当である。

また、個人情報の取扱いに係る重大インシデントが発生した場合の審議会の報告について、現在は条例の規定に基づかない報告（一般報告）となっているところ、これを新条例に規定すべきである。

この考え方に基づく審議会の役割の変化については、巻末資料2「杉並区情報公開・個人情報保護審議会の役割 新旧対照表」(p.34)のとおり。

<旧>

<新>

情報公開・個人情報保護審議会

審議会のチェック機能を自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に対して働かせる。内部審査の結果について報告する機会も担保する。

情報公開・個人情報保護審議会

- ①【諮問・報告】個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）
（個人情報保護条例第7条、第8条、第9条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第17条）
- ②【諮問】情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項
（情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号）
- ③【諮問】電子計算組織の管理運用に関する基本方針
（情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号）
- ④【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容
（住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条第1項）
- ⑤【諮問】住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的権利が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置
（住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第3項）
- ⑥【報告】国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容
（住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第4項）
- ⑦【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況
（住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例附則（平成27年10月16日条例第31号）第2項）
- ⑧【諮問】防犯カメラの設置等についての苦情の処理
（防犯カメラの設置及び利用に関する条例第8条第3項）

- ①【諮問】個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項
（個人情報保護法施行条例（仮称））
⇒具体的な諮問事項として、以下を想定。
ア 個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）に係る内部審査を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の策定・改定について
イ 自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準の妥当性について（運用開始後、定期的に諮問）
ウ 行政機関等匿名加工情報制度を開始した場合の匿名加工方法や取扱いについて
- ②【報告】自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に基づく内部審査の結果について
（個人情報保護法施行条例（仮称））
- ③【諮問】法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項（個人情報保護法施行条例（仮称））
⇒具体的な諮問事項として、以下を想定。
ア 条例要配慮個人情報の制定について（議題（3）の考え方）
イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について（行政機関等匿名加工情報制度の導入の適否を含む。）
ウ その他、法施行条例の改正について（個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど）
- ④現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、このまま存置する。（左図②～⑧の諮問・報告事項）
- ⑤【報告】個人情報の取扱いに係る重大インシデントの発生について
（個人情報保護法施行条例（仮称））

審議会の意見が内部審査に反映される。

内部審査

【情報セキュリティ運営委員会】（区幹部職員・各部の実務担当者）
条例の規定による審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。
（情報セキュリティ運営委員会設置要綱第2条第1項第5号）

※情報セキュリティ運営委員会実施前にも、課内検討等を実施している。

内部審査

【デジタル・セキュリティ委員会（仮称）】（区幹部職員・各部の実務担当者）
・審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。
・審議会に諮問・了承を受けた自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準に基づき、個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）について内部審査を行う。
※デジタル・セキュリティ委員会（仮称）開催前にも、引き続き課内検討等を実施する。